

会議録

会 議 名	令和2年度 第3回 粕屋町国民健康保険事業の運営に関する協議会	
開 催 日 時	令和3年1月26日（火） 19時00分～20時30分	
開 催 場 所	粕屋町役場 2階 大会議室	
出席者氏名	委 員	公 益 代 表 久我 純治 田川 正治 八尋 恵治 保 険 医 代 表 箱田 博之 中村 幹夫 被 保 険 者 代 表 清水 一成 船津 一水 八尋 徳子
	事務局	住 民 福 祉 部 長 中小原 浩臣 総 合 窓 口 課 長 渋谷 香奈子 国 保 年 金 係 主 幹 持丸 陽子 後 期 高 齢 者 医 療 主 幹 永田 優子 国 保 年 金 係 中島 優莉
欠 席 者 氏 名	大町 浩二	
会議の公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 全部非公開	
会議を公開しない理由		
傍 聴 人 の 数	0人	
会議資料の名称	令和2年度 第3回 粕屋町国民健康保険事業の運営に関する協議会議案書	
会議の内容		
1 開会 2 町長あいさつ 3 会長あいさつ 本日は傍聴人がいない旨を説明 4 協議会の成立宣言 委員定数9名のうち、8名出席につき、協議会成立		

5 議事録署名人の指名

会長より会長以外の議事録署名人を2名指名

署名人 久我 純治会長

八尋 恵治委員

船津 一水委員

9 議事

議案第1号 粕屋町国民健康保険被保険者に係る所得割率、均等割額及び平等割額
について

(事務局説明)

- ・令和3年度国保事業費納付金等の本算定結果について
- ・令和3年度予算見込について
- ・本算定結果による事業費納付金と保険税について
- ・粕屋町の保険税率・額の改定案と試算結果について
- ・一人当たり調定額と一世帯当たり調定額の推移について
- ・標準保険税率と各改定案による収入階層別・世帯構成別のモデル保険税について

委員からの意見

- ・他市町の状況からみると、引き上げざるを得ないのではないかと。
- ・赤字解消もしなければならぬので、上げざるを得ないというか、上げたほうがいい。
- ・町の財政や赤字のことを考えると判断が非常に難しいが、加入者の状況を考えるとなかなか厳しい。据え置きがいいと思う。
- ・応能6割、応益4割になるように若干の上げ幅くらいでいいのでは。
- ・自分が参加している間で、ここまで赤字が増えたことがないので、値上げを行って少し改善をしていかないと、後々の世代に大きな負担を残すのではないかと。
- ・先々の負担が増加する危険性があるので、常識的な形で上げるべきではないかと。
- ・何もしなければ赤字は増えていくばかりなので、少しずつでも上げていかないといけないと思う。
- ・赤字が続いているので、上げるに越したことはないが、コロナ禍でもあるので月額で300円くらいならいいのではないかと考えている。
- ・改正案のすべてが、本来徴収すべき金額に達していない。単年度収支は少なくともゼロくらいに持っていくような設計をしないといけないのではないかと。
- ・家族の多いところの負担を若干減らしつつ世帯割を若干上げていくことは考えられないか。

意見に対する事務局の回答

- ・一人当たりの均等割と世帯当たりの平等割では同じ1,000円の上げ下げでも影響の出方がか

なり違うので、均等割を下げればさらに少ない収納額になる。同じ収納額に調整しようとするれば、平等割をかなり上げないといけなくなり、今度は単身世帯の負担が苦しくなるようになる。

・標準保険料率まで上げられれば本当にいい形になると思うが、それが難しいと思うので、現行と標準保険料率に中間程度に設定しているA案でいければいいと思う。

委員の意見

- ・引き上げを前提とした運営の今の県単位化した制度の在り方に問題がある。
- ・国保加入者についてどのような立場をとるべきか、考え方の基本に置いておくべき。町の提案だけにすべて合わせていくという方向にすべきではない。
- ・どういう仕組みでどうなってこの拠出金が出ているのか全部は分からない。県で均一課税になるように持っていくべきところで、うやむやに拠出金これだけを出せと言われても、A案にしてくれ、B案にしてくれと言われても答えが出ない。赤字分を県からお金借りることができないか。

事務局の回答

- ・お金を借りても返す財源がない。
- ・納付金はどの市町村も同じ基礎数値を提出して同じ係数にかかって算出されているので、平等に計算されているものと信じている。その根本をひっくり返さないと粕屋町が安くなることは難しい。赤字をあまり出さずに国保を運営していくため、改正案を提案させていただいているので、ご理解いただきたい。

引き上げするか据え置きとするかでまず採決

据え置き 1名

引き上げ 6名

引き上げる方向に賛成多数

続いて、改正案のうち、A案がいいという意見が多かったためA案に賛成するかどうかで採決

賛成 5名

賛成多数によりA案で答申を行うことに決定